

笠間市在宅育児応援事業給付金について

妊娠・出産等に伴い離職又は休業し乳児を家庭で保育する世帯で、育児休業給付等の支給を受けることができない方を対象に給付金を支給します。

(※支給を受けるには申請が必要です。)

■ 支給対象者

対象乳児	<input type="checkbox"/> ①令和5年4月1日以降に出生し、笠間市に住民登録があること
	<input type="checkbox"/> ②生後2か月を超え、満1歳に満たない者
対象保護者	<input type="checkbox"/> ③対象乳児が出生した日以前から笠間市に住民登録があり、出生後も1年以上継続して市内に住民登録をすることが見込まれる者 (※ただし、里帰り出産等一時的に住民登録を行う者を除く)
	<input type="checkbox"/> ④妊娠及び出産等に伴い離職又は休業し、乳児を家庭で保育する父母
	<input type="checkbox"/> ⑤雇用保険法に基づく育児休業給付金及びその他同様の給付金等を受給している者でないこと(配偶者を含む)
	<input type="checkbox"/> ⑥支給対象者及び同一世帯員にかかる市税に未納がないこと
	<input type="checkbox"/> ⑦生活保護法による保護を受けていないこと

①～⑦すべてに該当する場合のみ、対象となります。
上記の記載事項を確認の上、必要書類を提出してください。

■ 支給額 対象乳児1人あたり20万円

■ 支給方法 指定の口座へ振り込み

■ 申請期限 支給対象者となった日から起算して2か月以内(出生日から4か月以内)

■ 申請書類

- 笠間市在宅育児応援事業支給申請書兼請求書(様式第1号)
- 育児休業給付金受給対象外申出書(様式第2号)
- 離職又は休業が確認できる書類の写し
- 健康保険証の写し(父母と対象乳児分)
- 母子健康手帳の写し
- 申請者の金融機関口座が確認できる書類の写し
- その他必要に応じて、確定申告書の写し、戸籍謄本、本人確認書類等

■ お問合せ先 笠間市役所 子ども福祉課 ☎0296-77-1101(内線164)

■ 受付窓口 子ども福祉課、笠間支所保険福祉課、岩間支所保険福祉課